

県南広域振興局長告示第 32 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
医療法人社団紀翔会 花泉歯科 医院	西磐井郡花泉町涌津字一の町 7 番地の 1	一関市花泉町涌津字一の町 7 番地の 1	平成 17 年 9 月 20 日